官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（七一）　八
○信託業法の一部を改正する法律（七二）　一〇
○環境影響評価法の一部を改正する法律（七三）　一〇
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（七四）　三
○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（七五）　四

〔政　令〕
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（二一六）　五
○環境省組織令の一部を改正する政令（二一七）　五
○原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令（二一八）　五
○検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（二一九）　五
○更生保護法施行令の一部を改正する政令（二二〇）　五
○道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二二一）　五
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（二二二）　五
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二二三）　五

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五七）　五

〔省　令〕
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（法務三八）　五
○賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令（厚生労働六七）　五
○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産二九）　六

〔規　則〕
○原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（原子力規制委六）　六

〔法規的告示〕
○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示（厚生労働・国土交通・環境一）　六
○組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続の一部を改正する件（農林水産九七〇）　六
○組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準の一部を改正する件（同九七一）　六

〔その他告示〕
○伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示（海上保安庁一五）　六

〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　九〇

本号で公布された法令のあらまし

◇スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第七一号）（文部科学省）

一　スポーツ基本法の一部改正関係

1　前文

㈠　全ての国民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会等については、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、確保されなければならない旨を追加することとした。（第二項関係）

㈡　多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない旨を追加することとした。（第二項関係）

㈢　スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである旨を追加することとした。（第五項関係）

㈣　国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものである旨を追加することとした。（第七項関係）

2　基本理念

㈠　スポーツに親しむことのできる機会の確保等

(1)　スポーツは、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、あらゆる機会等において行うことができるようにする旨を追加することとした。（第二条第一項関係）